

# 都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成30年4月10日(火曜日)

午後 1時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午後 2時21分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 所管事務調査について

2 出席委員(6名)

委員長	黒木 勇 君	副委員長	大津 亮一 君
委員	中庭 次男 君	委員	飯田 正美 君
委員	高橋 丈夫 君	委員	松本 勝久 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議長 村田 進洋 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉 宗志 君		
建設部長	猿田 佳三 君	建設部技監	渡邊 雅之 君
建設部技監兼 建築課長	小林 幸夫 君	建設計画課長	大森 幹司 君
道路管理課長	有金 正義 君	道路建設課長	安達 茂 君
生活道路整備 課長	川又 弘一 君	河川都市排水 課長	三村 隆 君
土木補修事務 所長	大山 裕己 君	内原建設事務 所長	谷 萩 幸治 君
都市計画部長	村上 晴信 君	都市計画部 副部長	川崎 洋幸 君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪 貴之 君	都市計画部技監兼 住宅政策課長	木村 勤 君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加藤 久人 君	都市計画課長	黒澤 純一郎 君
建築指導課長	井原 孝志 君	公園緑地課長	上田 航 君
下水道部長	白田 敏範 君	下水道部副部長	弓野 憲一 君

下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君 下水道整備課長 松 葉 光 隆 君

下水道施設  
管理事務所長 渡 邊 裕 寿 君

6 事務局職員出席者

議事係長 網 島 卓 也 君 書記 武 田 侑 未 子 君

午後 1時 1分 開議

○黒木委員長 御苦勞さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、4月1日付をもちまして人事異動がありましたので、これに伴います役付職員の紹介を行います。

それでは、お手元に配付してあります別紙役付職員配置図に沿って、順次紹介をお願いいたします。

○猿田建設部長 それでは、建設部の人事異動に伴う役付職員を御紹介いたします。

建設部技監、渡邊雅之です。

○渡邊建設部技監 渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

○猿田建設部長 道路管理課長、有金正義です。

○有金道路管理課長 有金でございます。よろしくお願いいたします。

○猿田建設部長 紹介は以上です。よろしくお願いいたします。

○村上都市計画部長 続きまして、都市計画部でございます。

副部長の川崎洋幸です。

○川崎都市計画部副部長 川崎でございます。よろしくお願いいたします。

○村上都市計画部長 技監兼住宅政策課長の木村勤です。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 木村でございます。よろしくお願いいたします。

○村上都市計画部長 建築指導課長の井原孝志です。

○井原建築指導課長 井原でございます。よろしくお願いいたします。

○村上都市計画部長 紹介は以上です。よろしくお願いいたします。

○白田下水道部長 続きまして、下水道部の人事異動に伴います役付職員の紹介をさせていただきます。

下水道部副部長の弓野憲一でございます。

○弓野下水道部副部長 弓野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○白田下水道部長 下水道施設管理事務所長の渡邊裕寿でございます。

○渡邊下水道施設管理事務所長 渡邊です。よろしくお願いいたします。

○白田下水道部長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大森建設計画課長 続きまして、建設部建設計画課の役付職員を紹介させていただきます。

経理係長の富永慧でございます。

○富永経理係長 富永でございます。よろしくお願いいたします。

○大森建設計画課長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○有金道路管理課長 続きまして、道路管理課の役付職員の紹介をいたします。

技正の中川智也でございます。

○中川道路管理課技正 中川です。よろしくお願いいたします。

○有金道路管理課長 管理係長の田多井健志でございます。

○田多井管理係長 田多井と申します。よろしくお願いいたします。

- 有金道路管理課長 認定外道路係長の安見昇でございます。
- 安見認定外道路係長 安見です。よろしくお願ひします。
- 有金道路管理課長 以上、よろしくお願ひいたします。
- 安達道路建設課長 続きまして、道路建設課役付職員を紹介させていただきます。  
課長補佐、立石忠一郎でございます。
- 立石道路建設課長補佐 立石と申します。よろしくお願ひいたします。
- 安達道路建設課長 以上でございます。よろしくお願ひいたします。
- 川又生活道路整備課長 続きまして、生活道路整備課の役付職員を紹介したいと思います。  
工務第2係長の打越秀明でございます。
- 打越工務第2係長 打越と申します。よろしくお願ひします。
- 川又生活道路整備課長 以上でございます。よろしくお願ひいたします。
- 小林建設部技監兼建築課長 続きまして、建築課の役付職員を紹介いたします。  
課長補佐の宇佐美忠之です。
- 宇佐美建築課長補佐 宇佐美です。よろしくお願ひいたします。
- 小林建設部技監兼建築課長 以上です。よろしくお願ひいたします。
- 黒澤都市計画課長 続きまして、都市計画課の異動の役付職員を紹介いたします。  
計画係長の飯塚秀彰でございます。
- 飯塚計画係長 飯塚です。よろしくお願ひいたします。
- 黒澤都市計画課長 以上でございます。よろしくお願ひいたします。
- 井原建築指導課長 続きまして、建築指導課の役付職員を御紹介いたします。  
技正兼課長補佐の青木昌弘でございます。
- 青木建築指導課技正兼課長補佐 青木と申します。よろしくお願ひいたします。
- 井原建築指導課長 開発指導室長の河合仁志でございます。
- 河合建築指導課開発指導室長 河合と申します。よろしくお願ひいたします。
- 井原建築指導課長 開発指導室宅地開発係長の畑山日出男でございます。
- 畑山宅地開発係長 畑山と申します。よろしくお願ひいたします。
- 井原建築指導課長 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 上田公園緑地課長 続いて、公園緑地課役付職員を紹介いたします。  
施設係長、海野尚史でございます。
- 海野施設係長 海野と申します。よろしくお願ひいたします。
- 上田公園緑地課長 以上です。よろしくお願ひします。
- 坏都市計画部技監兼市街地整備課長 続きまして、市街地整備課でございます。  
副参事兼内原駅南口周辺地区整備事務所長、潮田修一でございます。
- 潮田市街地整備課副参事兼内原駅南口周辺地区整備事務所長 潮田と申します。よろしくお願ひいたします。

- 坏都市計画部技監兼市街地整備課長** 東前地区開発事務所長の岩上健一でございます。
- 岩上東前地区開発事務所長** 岩上と申します。どうぞよろしく申し上げます。
- 坏都市計画部技監兼市街地整備課長** 以上でございます。よろしく願います。
- 木村都市計画部技監兼住宅政策課長** 続きまして、住宅政策課の役付職員を紹介いたします。  
市営住宅係長の渡部健一でございます。
- 渡部市営住宅係長** 渡部です。よろしく願います。
- 木村都市計画部技監兼住宅政策課長** 以上です。よろしく願います。
- 加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長** 泉町周辺地区開発事務所でございます。  
次長の磯前直志でございます。
- 磯前泉町周辺地区開発事務所次長** 磯前です。よろしく願います。
- 加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長** 事業推進係長、小林健典でございます。
- 小林事業推進係長** 小林と申します。よろしく願います。
- 加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長** 以上、よろしく願います。
- 黒木委員長** 以上で、人事異動に伴います役付職員の紹介を終わります。

なお、この際御報告いたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますのでよろしく願います。

[傍聴人入室]

- 黒木委員長** それでは、これより議事に入ります。

所管事務調査についてでございます。

委員より何かございましたら発言を願います。

中庭委員。

- 中庭委員** では、私のほうから質問をさせていただきます。

1つは、3月議会の専決処分で市営住宅に入居している7人の方に裁判を行いました。そして、連帯保証人の方5名、合わせて12名の裁判が3月1日にありました。そこで、幾つか質問したいと思うんですけれども、今後の裁判というのはどういう方向に行くのか一つお答えいただきたいと思います。

- 黒木委員長** 木村技監兼住宅政策課長。

- 木村都市計画部技監兼住宅政策課長** ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

裁判のほうはただいま準備中ということでして、今月以降に裁判のほうが進んでいく予定になっております。

- 黒木委員長** 中庭委員。

- 中庭委員** じゃ、順次聞いていきます。

それから、2つ目は、この裁判の訴状、私は情報公開で仕入れたんですが、家賃滞納になった中で1カ月の家賃が7万円とかという方が何人もいらっしゃるんですね。これは、市営住宅の家賃というと大体1万6,000円とか2万円とか3万円ぐらいがせいぜいなんですけれども、7万円の家賃がずっと請求されてしまうということは、これは何か原因があったんでしょうか。要するに、この方は滞納になるんですけれど

も、滞納になる中で1カ月の家賃の請求が7万円とかそういうのが幾つも見られるんですけども、これはどういう形でこうになってしまうのかお答えいただきたい。

〔「それは所得だよ、所得で決まる」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

家賃のほうの金額が高いということですが、本人からの申請をしていただけていないため、上限額というような形で家賃が高くなっているということです。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、別に収入がなくても収入の申告がなければ1カ月で7万円と。ある方は7万800円とか、7万5,800円とか、7万円というのが大体1年間続くということで、結局滞納が膨れ上がってしまうというような事例がありました。そうすると、税金の申告をしなければ近傍同種の家賃、要するに市営住宅でも一番高い家賃になってしまうという中で滞納が結局積み重なっていくということになるわけです。

2つ目は、さらに去年の3月8日に住宅を明け渡してほしいということで請求がありました。そうすると家賃というのはどのぐらいなんですか、これは大体。この訴状を見ると15万円とか11万円とかすごい高い家賃になってしまうんですけども、これはどういう理由でこうになってしまうのかお答えいただきたいと思います。

〔「申告しないのは、それはその人の責任だもの、しょうがないよ。市民である以上は収入だって申告して、収入ゼロで」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

無収入の方であっても申告をしていただかないと金額が高い限度額のほうになってしまいますので、その分家賃のほうの月割の額が上がっているんじゃないかと。

○中庭委員 私が聞いたのは、去年の3月9日以降でいわゆる家賃というものが、ここで請求されているのを見ますと15万円というふうになっているんですけども、なぜこんな一番高い家賃になってしまうんでしょうか、これは。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 中庭委員の御質問にお答えします。

明け渡し請求のほうがあったときは、民間家賃の2倍という金額で設定してあります。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、その訴状の中に明け渡し請求を行った後は近傍同種の2倍の金額の家賃を請求すると、家賃を支払っていただくということになるわけですね。ですから、とても支払えない家賃が今度はずっと続くということになってしまいます。

それから、もう一つは、私、この訴状を見ました。この7人の方がいらっしゃいますが、この中で母子家庭というのは何件かあると思うんですけども、7人のうち何件が母子家庭になっているんですか。母子家

庭の方を訴えたんですか。訴えた方は7人おりました。市営住宅の明け渡しと家賃の支払いを求める裁判で3月1日に訴えが行われましたが、このうち何人が母子家庭だったのでしょうか。

〔「守秘義務だから言わなくていいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 答弁にちょっと注意してもらいたいのは、これは議事録に残りますので、守秘義務に関する個人情報に関して答弁できない部分は答弁しないように注意だけお願いします。

〔発言する者あり〕

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

個人情報の関係もございまして答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思います。

○中庭委員 私は情報公開でこの滞納の方の家族構成を見させていただきましたが、7人のうち3人は母子家庭でした。そしてその母子家庭の中には子どもさんが4人いる母子家庭もいらっしゃる、それから1人の方もいらっしゃるということで、非常に母子家庭で生活が大変という方がいらっしゃるんですけども、この3人というのは私が情報公開で調べましたが、これはこのとおりですか。

〔「母子家庭は母子家庭の手当もらってっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 中庭委員、すみません、まさしく今裁判がこれから始まる段階で、ここの委員会で質問される内容が余り具体的に入ってくるというのは執行部でも答えられない、今、時点だと思っておりますので、その辺は注意して、決してこれは裁判の場所じゃないので。

○中庭委員 はい。

いや、私がなぜこの話をしますかという、情報公開をさせていただいて、この方々の家族構成も見させていただきました。そうしましたら、7人のうち3人が母子家庭で、そしてその母子家庭の方、私も実際訪問してみました。訪問したら、子どもさんもたくさんいて非常に生活が大変という方もいらっしゃいました。そういう方をこの裁判で訴えて、そして明け渡しを求めるとするのは、これはいかなものかと。水戸市は母子家庭に対していろんな温かい政策をとるといことが入っているわけです。しかしそれにもかかわらず、一方で母子家庭の方を追い出すというやり方は、私はおかしいんじゃないかというふうに思いました。ですから、こんな裁判は私はやるべきではないと、憲法第25条で保障された生存権を奪うようなやり方は行うべきではないというふうに強く感じました。

それから、2つ目は、この裁判で訴えた方、7人の方は生活保護を受けていらっしゃるのか、あるいはかつて生活保護を受けていたことがあるのか、それについてどうなのかお答えいただきたいと思うんです。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

ただいまから裁判が始まることもありますので……

〔発言する者あり〕

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 個人的なものも含めまして答弁を差し控えさせていただきます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も訪問してみましたけれども、この方にいろいろ話を聞くと生活保護を受けていたと。非常

に苦しい生活をしていたという中で滞納をせざるを得なかったという方が何人かいらっしゃいました。だから、私は生活が厳しい、子どももいる、そして子どもたちに教育も受けさせなければならないという中で、どうしても家賃が支払えないという形で生活保護をかつて受けていた方を裁判にかけるというやり方は、私はこれは弱い者いじめじゃないかということも感じました。そういう点では、本当にこの方々の調査をして裁判をやったのかどうかというのを私は非常に疑問に感じました。

それから、この交渉記録というのを情報公開で求めたんです、私。どういう今まで折衝をしてきたのかということはこの情報公開の資料で見ましたけれども、これが、ほとんど黒塗りなんです。だからよくわからない。どんな経過でこの方々がこういうふう到家賃滞納になったのかわからない状況なので、その辺もちゃんとやっぱり調べているのかどうかと。調べてきちんと情報を共有してやっているのかどうかということなんですけれども、これはどういう基準で裁判にかけたんですか、この方々を。水戸市の裁判の基準を教えてください。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

市による収納対策として、滞納額が小さいうちから催促や訪問等を繰り返して行っております。しかしながら、納付の意思が見られず長期にわたり納付がない状態が続いている悪質な滞納者に対して今回裁判という形に踏み切っております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、お聞きしますけれども、水戸市の場合、家賃減免することってありますよね。市営住宅の家賃減免制度というのがあります。この方々は、家賃は一旦滞納になるともう家賃の減免というのはなくなっちゃうと、できないという状況にあるんですけれども、家賃の減免制度の基準に合致していながら、結局要するに生活保護基準以下の生活であって、そして滞納になってしまっていると。それを水戸市のほうで家賃の減免制度を適用してやったという例はこの中にあったんですか。

〔「それは、裁判のほうで決めることだし、判断するものだから、ここで執行部が答えられる問題ではないというの」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 木村課長、制度の話でいいですか。裁判の中身の個人の部分じゃなくて、制度はどういう制度かという。

○中庭委員 いや、だから私が聞いたのは、どういう基準、例えばどのぐらいの家賃の滞納額なのかとか、どの程度以上の場合は裁判にかけるとか、あるいは年数とか家賃の件数とかそういうものは一体どのぐらいの基準で今回裁判にかけたのかというのが聞きたいんです。なぜかと言うと、母子家庭の方を裁判にかけたか、かつて生活保護を受けていた方を裁判にかけたりいろいろしているから、どういう基準で、単なる金額が幾らになれば、この中で見ると、情報公開で見ると90万円ぐらいでも裁判にかけられているので、そういう点ではどういう基準で裁判をかけているのか、それがよくわからない。その制度的なことを聞いているんです。

〔発言する者あり〕

○黒木委員長 はい、わかりました。



〔「終わり」「だめだよ」「終わっちゃっていいよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いや、私ね、だって裁判に7人もかけたわけですよ。連帯保証人も5人かけたんですよ、全部で12人。だから、どういう基準でこの裁判をかけたのか。生活が大変で結局支払いたくても支払えない人も、結局支払わなかったり、申告しないと雪だるま式にどんどん膨れ上がってしまう、近傍同種の一番高い家賃になってしまうというような仕組みになっているんじゃないかと、これは。家賃だって減免の申請をしようとしても、現実には、家賃滞納したら減免が受けられない、そういう中で減免を受けたくても受けられない、そういう人たちが結局今回、弱い立場の人たちが裁判にかけられたんじゃないかと。その辺も私は伺いたいわけです。そういうこともあって、これまでの交渉記録の文書を情報公開で請求したんですけども、全然これでは黒塗りばかりでよくわからないと。何が何だかよくわからないという状況にあるので、その辺をやっぱり市民を守るべき市の住宅政策課としても、どういう立場でこの裁判をやっているのかお聞きしたいと思って今聞いたので、その基準とかそういうものを答えてください。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

家賃の減免は滞納すると適用されずということで、こちらに関しては相談があれば対応することもあるんですが、今回は市のほうから相手の入居者のほうへ督促、訪問等を繰り返し行ってきているところではあったのですが、相手方からの反応もなく、納付の意思が見られないということで訴えたということになっています。

〔「中庭委員、終わりにしよう」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 私、裁判で訴えられた方を訪問して言われたのは、例えば家賃滞納になると、市の住宅政策課に行って今の家賃プラス5,000円ぐらいで払いたいと言っても、5,000円ぽっちかと言って、この母子家庭のお母さんはきつく言われたので、もう本当に身が縮まる思いだったと、もう本当に話し合っても要求を認めてくれない、分割も認めてくれないという訴えをしていました。だから、私は本当に市民の立場に立ってこれまできちんと滞納の克服のために努力していただいたのかどうか、非常に私は疑問に思いました。本当にただ金を払え、払えというだけのことで終わってしまうということなので、私はこういうやり方はおかしいというふうに思いました。

私はあと2つ質問があるんですけども、ほかの方があるので。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 今の話は、要するに市民、県民、国民であればたとえ収入がマイナスであってもマイナスの申告をするのが、これが義務ですから、法律ですから。母子家庭なら母子手当ももらっているんだろうし生活保護者だったら生活保護の補償ももらっているんだろうから、これはやっぱりもらうものはもらう、支払うものは支払う、こういうことが基本だと私は思っていますので、その裁判の内容は課長はどうだこうだとは言えないのは、これはやっぱり守秘義務というものもありますからその話はもういいと思います。

私はまだ10期しかやっていないのでよくわからないんですけども、部長さん、建設部か、都市計画部でもいいんですけども、聞きたいんですけども、道路を公図上、例えば水路、所管の中の話だからいいでしょう。公図上に書いてありますよね、水路なら水路って。道路なら道路って地番が入っていないから道路も公

図上でありますよね。これが、例えば法定外というのですか、何外というの、これ。この辺のこの見解というのはどこで法定外にするのかとか。例えば、水路として公図に抜けているのが建設部のほうで所管になるとか、この辺の見解というのはどうのようにして分けているのかなというふうに私は思うんですけども、前の開発行為のときにも私はお話ししましたよね。セットバックしなくて、要するに大規模な開発行為が行われてしまったということ。そしたらその反対側はどうするのかと言ったら、それはセットバックするんだと、こういう執行部のほうの答弁がありましたよね。

その辺の、それとはまた話が別なだけけれども、公図上で道路、公図上で水路として抜けている部分の法定外というのかな、何外というんだかよくわからないだけけれども、その辺の記名、境、何ていうの、扱い方、どこを基準にしてそういうふうな取り扱いが現在行われているのかなと思うんですけども、これは誰でもいいんだけども、答弁いただければいただきたいなというふうに思っているんですけども。これからもこういう問題というのは、やはり建設部の中ではいろいろと出てくるのかなというふうに思うんですけども、これは担当課長さん方ではちょっとあれだから、建設部長とか都市計画部長あたりから答弁いただければなというふうに思うんですけども。

何を基本として法定外とか規定外とか、何外とかというよね。何を基準にしてその仕分けというのはしているのかなと思うんです。私ちょっと不思議なんだ、その辺が。だからこういう問題がセットバックしなくても開発行為が行われてしまう。こういうことというのは何を基本にしているのか。だから反対側だけ、これ記憶に新しい話だからそれだけを例にしていますけれども、反対側をセットバックするんだという。そしたら4メートルにならないでしょう。だから道路の扱い方を法定外道路だとか何とかと言ったような気がするんだ。だから扱いはどういうことを基準にして分けているのかなと。

ちょっと知っている人誰でもいいよ。建設部長は後ろ向きちゃっているから、部長はこれわからないから聞いてんだっぺから。都市計画部長はわからないですか。わかる人いないの、これ。誰が決めているのですか。大森課長だけですか。誰がわかっているのよ。有金課長さんて、新しい頼もしい課長さんで……

○黒木委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

法定外公共物というのは認定外道路と……

○松本委員 あ、認定外というの。

○有金道路管理課長 はい、普通河川に分かれておりまして、認定外道路といいますのは、道路法の適用を受けないものを認定外道路といいます。また、普通河川というのは河川法の適用もしくは準用、下水道法の適用を受けないものを普通河川といいます。

以上です。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 ちょっとわかりづらいんだな。

そうすると、何、認定外というのか。認定というのは、じゃ、何を基準に認定外というふうに扱うのですか。有金課長に申しわけないけれども、新しい課長さんで。これは勉強だから今後の勉強会だと思ってちょっとおつき合いください。

要するに、じゃ、道路であっても道路法から外れているという扱いなんですか、ということは、セットバックも何もしないで済むということですか。公図上にあつたら。それで反対側だけセットバックするというのはおかしいでしょう。前の話に戻っちゃって、副部長さんいなくなっちゃったからあれだけでも、前の副部長さんが人事でこれどっか行っちゃったかわからない。そう言ったよね。だから認定外とかにする基本というのは何なのかな。例えば公図上に水路なら水路って入っていますよね。公図なら地番も何も入っていないよね。これはもともと国の財産を人口20万人以上の特例市になって、水戸市にただで移譲になっているもの言うわけだよね。だけれども、その中でもセットバックはあり、水路は河川都市排水課が扱うとかでこうやっているじゃないですか。だから、そのときそのときに、認定外だからいいんだとか、そこが俺はちょっとよくわからないところなんだけれども。

○黒木委員長 有金課長。

○有金道路管理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

認定というのは水戸市の市道認定を受けたものを認定道路といいます。それ以外のものを認定外道路といいます。また、セットバックにつきましては、建築基準法のほうでセットバックが適用されると思います。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 申しわけないね。

これ何時まで延ばせるのですか。

○黒木委員長 3時から全員協議会。

○松本委員 3時から全員協議会か、少しまだあるね。

そうすると、認定を受けた道路は道路として認めるのですか。国からただでもらった昔の農道、これは認定外になっちゃうのですか、皆。そうじゃないでしょう、今の扱いは。農道であつたって個人が家を建てるときにはセットバックはありでしょう、当然建築基準法というのがそこにあるんだから。だから、その部分が私はよく理解ができないんだ、俺はばかだからな。あと3期もやらないと覚えられないんだ。

○黒木委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 恐れ入ります。

ただいまの御質問につきまして、建築基準法に基づくセットバックについてなんですけれども、幅員が4メートル未満、1.8メートル以上のものがまずセットバックが必要かどうか、まず幅員よっての判断がございます。あとは、水戸市道であるか認定外道路であるかは、建築基準法のセットバックには実は関係ございませんで、ある基準となる時期に建築物が建ち並んでいたかどうかということ判断の基準にしておりまして、原則としましてはその基準となる時期に2軒以上の建ち並びがあつたものについては水戸市道、認定外道路にかかわらずセットバックが必要な道路に該当すると、そういうふうに判断しております。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 わかります。1.8メートル以上が公道だという扱いは、これは建築基準法で決められています。だから1.1メートル下がってお互いに、芯から2メートルずつで4メートルになるというのが建築基準法で決まっています。そうするというと、認定外道路だから認定外道路とそのセットバックありの農道と

のそこがどういふふうになっているのかというのを今私は聞いているんだけど、だから、認定外道路だからセットバックしなくていいんだよという、例えば議員が提案して平成16年に都市計画法第34条の第11項かな、設けました。エリア指定というのを。それは調整区域で家を建ててもいいよという議員提案での条例改正だったんですよね。古い人は皆さんわかっている。そうすると、そういう中であっても認定外道路というのは、何で認定外道路というのかなという疑問が1つあります。家を建てていいよというふうには水戸市が認めていてだよ、セットバックはしなくて開発行為はいいんだよと、この辺のその見解が私にはよく理解ができなかったの。だから今聞いているんだ。

古い話になって悪いんだけど、ひたちなか市なんかは昔私らが子どものころから遊びに行ってたよ。何でこういう山の中までこういう道路をつくっているのかなと私は思った。水戸市は逆なんだ、考えていることが。家が建ってみて初めて道路整備をすとか。だから家がないからいいんだという今井原建築指導課長さんだっけ、今言ったのは。家がないから認定外道路でいいんだと。だから、それは何でそういうところをエリア指定として執行部は認めているのかなと。家が建つのは当然だということで認めているんじゃないですか、議員提案の議案として。だから、その辺の認定外道路というこの部分がわからないんだ。家が今1軒もないからとか、例えば、もと農道だったから公図上ではちゃんと1.8メートルの道路幅員があるよね。あるんだ。じゃ、何で今度は反対側をセットバックしなきゃならないのという、あなたに聞いてもこれおかしくなっちゃうかもしれないけれども、やはり私は逆にその6尺なら1.1メートルと9尺道路なら65センチメートルじゃなくて、今車は大きいんだから4メートルではすれ違えないんですよ。逆に5.5メートルにしると私は昔から言っているんだ。家がないところなんかは逆に。だから家がないからセットバックしなくていいんだという今の答弁ではその認定外道路というものの扱いが私にはちょっと理解ができない。誰が、じゃ、これを認定するのか、認定外道路というふうに判断するのか、その辺もしわかっていたら、今日じゃなくてもいいから後で答弁ちょうだい、まとめて。答弁できるならしてちょうだい。

そう答弁すればこういうことになっちゃうんだよ。だから、公図上が基本だと思うの、日本の国の水路とか道路というのは。そのために建築基準法というのができているんだと思う。そのためには1間道路、1.8メートル以上は公道として建築確認をおろしているんだ、自分の敷地のところだけセットバックすれば。個人でやった場合にはセットバックする、開発行為の場合はやらなくていいという、そういう理屈というのは成り立たないんじゃないですか、都市計画部長さん、いかがですかそれは。

だからその認定という部分について、認定外道路と認定道路というもののそこがわかりますか、俺はわからないんだけど。わかっていたら議員さん誰か答えてよ。俺はわからないんだ、認定ということが。今後も出てくると思う、これは。やっぱりこれは統一してこれから建設行政の中できちっと筋を立てておかないと、またこういう問題が今後出てくる可能性というのは私は大だと思う。それが例になると思う。あそこはセットバックしなくてよかったのに、何で俺はやらなきゃなんねえのという問題になると同時に、答えられないね、これ以上ね。あとは、建築基準法上でセットバックしますね、これは同じ敷地の中で1筆の中でセットバックだよ。これは私はもうこれから変えていくべきだと思う。セットバック分は分割をする。水戸市に名義を上げる。だから道路パトロールが歩いていますね。セットバックして花壇つくっちゃったり石を置いたり。名義がそう、自分の名義だから。確認をとるときだけ黄色いくいもらって65センチメートル

ルや1.1メートル下がっている、分割も何もしていないからその部分は担保に入っている、新しく家を建てるときに。1筆だもの、担保に入れちゃうでしょう。

だから、今度はその辺も少し執行部のほうで研究をしていただければと思います。セットバック部分についての取り扱い。宿題にしましょうよ、これは。6月の議会あたりまでに返事くれればいいかっぺ。そういうことです。

○黒木委員長 はい、わかりました。

高橋委員。

○高橋委員 はい。

四、五日前の新聞をちょっと見たんですけれども、明日、4月11日から千波湖川床ナイトというものが受け付けを始めると。5月11日から26日、6日間にわたって開催されるんですが、その千波湖川床ナイトをやる目的というのは何なんですか。

○黒木委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。

千波湖川床ナイトの目的でございますが、目的としましては千波湖をもっと知ってほしい、きれいになったらこんなこともできるといったことの視点で始められた事業でございます。千波公園、千波湖などの魅力向上、水質浄化の啓発などを目的として始められた事業でございます。

以上です。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 私はこの新聞報道の中でしかちょっとわからないんですが、昨年も開催をされて好評だったために、予約をとれなかったという声が多く寄せられたことを踏まえて、今年も開催をしたいという新聞報道なんだけれども、それでその主催者のコメントの中に、千波湖の水質に関心を持っていただきたいと、千波湖の水質に関心を持ってほしいというのが何でこの千波湖川床ナイトで千波湖の水質浄化ができるのかちょっと私は理解できないんです。これで千波湖川床ナイトを開催する時間が午後6時から午後9時半までです。そうすると夜ですからもう千波湖が濁っているんだか水が澄んでいるんだか全然見えない。そういうところで何でその千波湖の水質に関心を持ってほしいということなのか。

それと、あと1つ。これはインターネットでも出ているんですが、千波湖川床ナイトに出てくるその料理が5,000円から8,000円という高価なものなんです。昨年は140席しか用意していなかったもので、その倍近い250席を今年を用意をするということなんですけれども、あくまでも、5,000円も8,000円も出して食べることによって、何でこれが千波湖の水質浄化に関心を持ってもらうのかなという疑問があるんです。その辺はどういうふうに市のほうでそういうことを受け付けて水戸市のほうで貸したと思うんですが、その辺の基準というのはどういうふうになっていますか。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。

千波湖水質にもっと関心を持っていただきたいということが、商工会議所のほうからお話があったということなんです。基本的に、確かにそのとおりなのですが、それと料理ですね、料理ですとか料理の値段が

高いですか、席をふやしたということがリンクするという話にはなかなかちょっとなりづらいのかもしれませんが、いずれにしても、もともと水質浄化の一環として、千波湖にはビオトープをつくっていたのですが、そちらの千波湖水質浄化推進協会、こちら水戸商工会議所で事務局を持っておったところなのですが、そこから派生をいたしまして、平成28年6月に水戸商工会議所の主催で千波湖がきれいになったら何をしたいのかというようなシンポジウムがございまして、その中で河床やボート、トライアスロンなどの意見がございました。その中で今でもできるものは何かということで、河床をやってみようという話から、平成29年度より実施しているものでございます。

すみません、以上です。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 ですから、その主催者がかつて千波湖の水質浄化に取り組んだ実績もあると、そういうことを加味して今回場所も提供したというような答弁で今のはよろしいですか。

それで、そこでそういう懐石料理を食べることが何で水質浄化につながるのか、千波湖の水質に関心を持ってもらうのかというのが、何か私には理解できないんです。

私もある環境保全団体に属しておりますけれども、環境保全団体というのは千波湖の南側の千波山からいろいろな水質を取り入れたりして千波湖浄化の活動の一環として取り組んでいるわけなんだけれども、言い方が失礼かもしれないんですが、千波湖川床ナイトで懐石料理を食べて、その後ごみだの何だの散乱しますよね。たばこも吸うでしょう、恐らく表でやりますから。たばこの吸い殻だの、あるいは弁当箱をかつ散らかしたり、だからそういうことの懸念もあるわけです。そういう指導も徹底してやらなきゃならないのかなと。そうでもしなければ環境保全団体から私はクレームがつくかと思うんです。

それと、上田課長、これは水戸市のほうで補助金を出しているんですか、この主催者に。

それと、1店舗当たり、去年の例で結構なんですけど、店の売り上げの利益というのはありましたか。

[発言する者あり]

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 高橋委員の御質問にお答えいたします。

まず、補助金でございまして、今年度も100万円の補助を出してございます。

また、店の利益につきましては、申しわけございません、ちょっと資料がございませんのでわかりません。

次に、ごみの清掃の指導などにつきましては、昨年もそうだったのですがきちんと市のほうからも指導しておりますし、また商工会議所側のほうも積極的にごみの清掃についてはやって終わりにしたというふうになってございます。

また、あとなぜ懐石料理なのかが理解できないというようなお話だったのですが、場所の提供は市のほうでしておりますし、確かに補助金も出しているんですが、料理のメニューについてまではちょっと言及をしていないというか、商工会議所をお願いしているという状況でございまして、そちらのほうについては御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 千波湖川床ナイトの商工会議所を利用している、オープンしているその店には補助金を出しているという今答弁なんだけれども、そうすると、その補助金の額ってどのぐらい出していますか。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 高橋委員の御質問にお答えいたします。

補助金の金額でございますが、水戸市商工会議所に100万円を出してございます。またその使い道につきましては、河床をつくる製作費用に主に充てられているところでございます。

以上です。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 今の1店につき100万円の補助金を出して……

〔「あ、違います。河床……」「商工会議所に100万円」「全体に100万円」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員 補助金を出して、そしてその千波湖川床ナイトで営業している店を出しているところは利益というのは上がっているんですか。もし仮にだよ、その千波湖川床ナイトに出している店に利益が出ていたとしたら、そこで水戸市が補助金を出すというのは何か矛盾点を感じるんだけど、そういうことは何かありませんか。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。

各店舗がどのくらい利益を上げていたのかということにつきましては、申しわけございません、ちょっと把握してございません。

補助金の使い道については、あくまでも河床を製作する費用に補助金を出したということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 この千波湖川床ナイトを開催する場所というのはどの辺でやるんですか。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 高橋委員の御質問にお答えいたします。

場所といたしましてはデゴイチの駐車場の近くになってございまして、デゴイチのあたりから東側に向かっていくような形で、水戸市役所側のほうに向かっていくような形で河床がつくられることになってございます。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 千波湖の水質浄化については私も昭和63年からもうやっていますけれども、この問題はまた後で機会があれば質問をしたいと思います。

それと、大塚町に大塚池ってありますよね。あの大塚池って、あれも大分水質が汚濁されていますけれども、大塚池の水源の確保というのはどこからここに集めて大塚池にため込んでいるんですか。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。

大塚池の水源の確保についてでございますが、大塚池につきましては河川などからの流入はもともとないもので、雨水や湧水頼みの池でございました。主な水源となっていた上流部の森林地帯の宅地開発や道路の舗装化、側溝などの新設、さらには下水道の普及により、現在は水量が大幅に減少しているところでございます。

以上です。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 大塚池って、今まで雨水排水とか側溝から入ってくる水源をため込んで大塚池の水が保たれているという話を聞いているんですけども、今の大塚池って水が入ってこないよね、千波湖みたく渡里用水の水利権もないし。それで霞ヶ浦導水からも全然距離が違うし、これも引っ張る予定は全然ありませんから。今後その水が入ってこないで大塚池の浄化対策、何か新たな手法を考えなければならないかと思うんです。あそこは、これから5月、6月になると細かい虫が網戸いっぱいにもう張りついちゃって、洗濯物は干せない、あるいはもちろん布団も干せない、それじゃ窓もあけられない。そういう状況が何年も何年も繰り返されているんです。だから、そういう中であって大塚池の浄化の今後の対策というの、具体的にもう都市計画部を挙げて取り組んでいかなければならないと思うんです。その対策はどういうふうになっているのですか、今。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。

水質浄化の今後の対策といたしましては、現在アオコが岸部に上がらないようにオイルフェンスを設置してございます。また、昨年度から野鳥への餌やりの禁止による水質悪化防止などもあわせて実施しているところでございます。また、今後はこちらのほうは地元の了解が必要になるのですが、下流部の取水のゲートの改修なども考えていかなければいけないところでございますが、こちらについては、今申し上げたとおり地元の了解も必要になってくるということで、今後協議をさせていただければと思います。

また、水質浄化に一番効果的なのは、やはり水源の確保になってくるかと思っておりますので、今までの大塚池に降る雨水頼みではちょっとなかなか難しいということがわかっておりますので、もっと広範囲に雨水を取り込めればなというふうにご考えてございますが、こういった課題につきましてもいろいろな関係各課と協議、また地元とも話し合っていかなければならないものと思っておりますので、今後そちらのほうについて詰めていければというふうにご考えてございます。

以上です。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 あのね、最後に、大塚池ってなかなか水路から水が入ってこないよね、今の状況では。それで、建設部のほうで道路改良工事なんかやるでしょう。あるいは河川排水工事もやるかと思うんです。それで、道路改良工事をやったときに、その道路の雨水排水の一部を大塚池に導入するとか、あるいは河川排水の一部を大塚池に持ってきて水質を浄化する。公園緑地課だけでもなかなか対応できないもので、建設部のほうでも河川都市排水課、あるいは道路建設課のほうとも協議をしながら、大塚池の水質浄化にも取り組んでいかなければならないかと思うんです。



それと、今水深が浅いもので、あそこは子どもらが釣りをやるんだ。今ルアーキャスティングだから、ルアーが木の枝にひっかかってそのまま釣り糸が散乱をしていて大変危険な状況になっているんです。今のところあそこの大塚池というのは釣りはやっても構わないんですか、あれ。もしその水質が浄化できるまでは当分の間釣りを禁止にするとか、何かそういう対策も必要なのかなと思うんだけど、何か考えていますか。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。

釣りにつきましては、今、釣振興会などもお話をさせていただいているところではございますが、実際水が満たされるといいますか、きれいになるまでは禁止という話までは協議をしているところではございません。ですので、そういった御意見も踏まえて今後釣振興会など含めてお話をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

〔「終わり」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 中庭委員。

〔「中庭委員、終わりだもう」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いや、3時半だからまだ大丈夫、あと1時間ありますので。

私のほうは、1つは、泉町1丁目再開発事業の件ですけれども、水戸市は再開発事業の用地の中の5軒を買収したということでありました。そこで、もう一度確認したいんですけれども、取得した財源は、平成28年度予算から繰越されたお金で4億7,000万円、それから平成29年度の予算から使ったお金が9,400万円と。合わせて5億6,400万円のお金で買収したということではありますが、これについてももう一度確認したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○黒木委員長 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

改めて御説明させていただきます。

平成28年度の繰越予算としましては約4億7,000万円、平成29年度予算のうち9,400万円、この予算で事前転出補償者5名に対応をしております。

○中庭委員 そうすると、5軒で5億6,400万円のお金を使って既にも買収したということですね。その点もう一度確認したい。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。間違いございません。

○中庭委員 そうなると、土地と建物の登記簿謄本を見ますと、今年の1月、あるいは2月に所有権が売買されて移っておりますが、なぜなのでしょう、これ。平成28年度の予算にもかかわらず実際は移転登記されたのは今年の1月、2月というのは、これはどういうことなのでしょう。

○黒木委員長 加藤所長。

〔発言する者あり〕

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

事前転出補償者への対応につきましては、本組合の組合設立後ということになってまいります。組合が設立されたのは昨年6月でございます。その後に各権利者と協議、交渉の結果としまして、昨年の10月から今年の2月にかけて買収を行ったという状況でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 実は、3月の議会の中でも私の質問に対して、平成28年度の予算で4億7,000万円を繰り越したけれども、実際それは平成28年度と平成29年度に1人の方にお支払いしたというような答弁だったんですが、そうすると、残り9,400万円が4軒の方を買収したということなんですか、それともその5億6,400万円が5軒の方全てを買収したということなのか、どちらですかそれは。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

お一人に対して予算を消化をしたと答弁した記憶はございません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私のノートで見ると、1人の方に4億7,000万円を買収したということをおっしゃったから、そうするとあそこの分がありましたよね、日本たばこ産業株式会社とかありましたよね、あそこの買収価格というのは、要するに約4億6,000万円か4億7,000万円のお金で買収したということになっていますが、そのお金とはまた別のお金だということですね。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

今お名前が出た権利者に対応する予算ではございません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうなりますと、結局私が質問したいのは、昨年6月に再開発組合が認可されたから買収というのはできるのかと。都市再開発法では第71条というのがありますよね。それは、事業認可とか、あるいは権利変換計画の後に買収が行われると。そういうふうになっていますね、その辺第71条ではどう書いてあるんですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

都市再開発法の第71条につきましては、権利変換を希望しない旨の申し出等にかかわる条文でございます。事前転出補償に言及したものではありません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、事業認可ですよ。事業認可が行われる。それから、権利変換計画が行われる。後に買収が行われるというのはどこに書いてあるんですか。

〔「予算に関する問題は3月で議会の議決を得られましたと言え  
ばいい」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

3月議会の予算審議の中でも御説明したとおり、事前転出補償者に対する対応につきましては、国土交通省からの通達に基づき行ってございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 だから、私は何回も言っています。都市再開発法では県の事業認可が行われる。その後に権利変換計画が行われるというのが、都市再開発法で定められたルールなんです。それにもかかわらず、5軒の買収を行った際に、この再開発組合の中の権利者に対して水戸市で買い取ってもらえる方は手を挙げてくれということをやったわけでありまして、これはおかしい話。要するに法律違反ではないですか。

[発言する者あり]

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

通達も含めまして、法令に従い適正に対応しております。

[発言する者あり]

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が言っているのは、3月の議会でも加藤所長は私の質問に対しまして平成28年度の予算あるいは平成29年度の予算がありますので、これを使って買収をしたいということで、再開発組合の方々に対して買収の希望を募ったということがあったわけです。これは、そういう点では都市再開発法に違反しているんじゃないかと私は思うんですがいかがですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

組合としましては、個別の権利者ごとに交渉した結果として5名の方から事前転出補償ということで建物、土地を買い取らせていただいたものでございまして、こちらから希望を募ったという事実はないと承知してございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 いや、それはやったわけでしょう。今加藤所長が答弁したように、再開発組合が実際買い取りますけれども、どうですかと、希望者は手を挙げてくださいというのをやったわけでしょう、これ。これこそがおかしいんじゃないかと私は言うんですけども、やったかやらなかったかどっちなんですか、そうすると。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

あくまで再開発組合としましては、個別の権利者ごとの交渉の中で交渉をまとめてきたという経過でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 だから、私は今、加藤所長が言ったようにそのこと自体が都市再開発法の規定に、もう既に、だって今県の事業認可もまだおりていないんです、これ。県の事業認可もおりていない、今事業認可に対す

る意見書が募集されて130名以上の人たちが応募して意見を述べたと。25人の方々が意見陳述をやって事業認可はすべきじゃないと、こう言っているわけです。そして今その審査が行われて、まだ決定が出ていないというにもかかわらず、この都市再開発法違反で進めるというやり方は、これは法を無視しているんじゃないかと思いますがいかがですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

事業認可の前であっても権利者の生活再建を支援するために任意の買収というものは国でも認められています。そういった制度に基づき適正に対応したものでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、私は意見を述べたいと思います。

結局、今、加藤所長が言ったように法律的な根拠はないんです。この法律に基づいてはできないんです。だって都市再開発法では県の事業認可がおりると。その後権利変換計画が行われると。そして、移転するか移転しないか、土地の買収が行われるというとき初めてお金というのは支払われるんです。ところが、まだ何も決まっていないのに土地を買収する。再開発組合が買収するといってもお金を出すのは水戸市でしょう。再開発組合が何か勝手にやったと言っているけれども、だって水戸市がお金を出さなければ買収できないわけです。再開発組合に財源はあるんですか、これ。加藤所長、ないよね。ないにもかかわらずお金を使ってやってしまったというのは、明確に私は法律違反だと思うんです。

その点はどうなの、その点の明確な加藤所長の答弁がないんです。要するに都市再開発法のどこに基づいてやったのかというのがないでしょう、これは全然。ただ何ですか、通達でやったというだけの話で。法律違反でしょう、これは。そこの認識はないんですか。

〔「もう委員長、終わりにすっぺよ、3時になっちゃう、全協がある……」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それは加藤所長、さっきからずっとそういう認識はないということで答弁……

○中庭委員 じゃ、ええ。ああそうですか。その認識がないというのであれば、水戸市が法律に基づいてやっているという認識がなくて違法にやっているというふうにしか私は考えられないと思います。だから、そういう点では、私は住民の意見、あるいは住民の声を無視して既成事実を勝手につくっているというやり方は、やっぱりこれは厳しく批判されなければならないと思います。

あと、これは別件ですけども最後に、私住宅政策課長さんに質問したい。

市営住宅の市営住宅修繕負担区分表があります。要するに市営住宅の中でどこが壊れた場合は市が負担するのか、あるいは入居者が負担するのかというのが決まっているわけです、この負担区分で。しかし、これが徹底されていないためにいろいろ、例えば雨漏りがする、あるいはお風呂の扉が腐ってしまうということで結局住宅管理センターに電話すると、それは住民の負担ですよとだめになっちゃうと。直してもらえないというのがありますがけれども、その点で、やはりこの負担区分表というのは、皆さんに配られているんですか、これは。住民の皆さんに。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

市営住宅に入居する場合に、入居者のしおりということでその中に市営住宅修繕負担区分表という表が一緒に入っております。

[発言する者あり]

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 いや、だからそれはずっと配られているんですか、これ。皆さん全員に配られているんですか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 過去の古くから入られている方に配られているかどうかは、すみません、ちょっと私のほうでも確認はできておりません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 だから、私は、実は、この負担区分表の中の室内扉、引き戸修繕というのは、これは市がやると書いてあるんです。しかし、住宅管理センターに言うと、これは入居者の負担だということでやってくれなかったと。しかしこれを見ますと、それはおかしな対応だったんです、間違った対応だったんです。ですから、私はこの負担区分表を住民の皆さんにちゃんと配るということが1つ。

それから2つ目は、県営住宅ではやっておりますが、古い住宅に当たっては一戸一戸を住宅管理センターの方が訪問して、どこかぐあい悪いところがありませんかといって訪問しているというのを私もお聞きしました。市営住宅でもやっぱり住宅の中の修繕で困っている方がいたら、ぜひそれを聞いてその修繕をするということをやってみてはどうかという、この2つを質問したいんですけども、答弁を求めたいと思います。

[「それは内容によりけりだ」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

住居者のほうに全戸数に負担区分表を配布するという件と、あと古い住居についての戸別訪問、管理状況の確認ということについて、住宅管理センターのほうとよく協議をしながら、今後進めていきたいと思えます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、ぜひよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

[「なし、終わり」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 はい。ないようですので、以上をもちまして本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時21分 散会